

兵庫労働局発表

平成21年8月27日

	兵庫労働局労働基準部賃金課
担当	課長 松本 守生
	主任賃金指導官 赤松 浩二
	電話 078-367-9154

兵庫県最低賃金を721円に9円の引き上げ

平成21年10月8日発効を決定

兵庫労働局長（白川 鉄也）は、平成21年8月11日に、兵庫地方最低賃金審議会（会長 鳥邊 晋司。以下「審議会」という。）から、兵庫県最低賃金を9円引き上げ、時間額721円とする答申を受けた。

その後、異議申出にかかる審議を経て、兵庫労働局長は、本日下記のとおり、兵庫県最低賃金を改正することを決定した。

兵庫県最低賃金改正	
兵庫県最低賃金	時間額 721円
引 上 げ 額	9円
発効予定日	平成21年10月8日

1 兵庫県最低賃金の決定

- (1) 審議会の答申に対し、異議申出期間の8月26日までに3件の異議申出があった。
- (2) 本日、上記の異議申出について審議会を開催し審議した結果、答申どおり決定することが適當という結論に達した。
- (3) 以上の審議を踏まえ、兵庫労働局長は本日改正決定の官報公示の手続きを行った。
- (4) 兵庫県最低賃金は県内のすべての事業所で働く労働者に適用される。

2 添付書類

最低賃金の決定に関する公示(兵庫労働局賃金公示第1号)